

公募型見積合わせ（オープンカウンター）の実施のお知らせ

令和2年3月9日

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局（以下、実行委員会事務局という。）では、契約手続きのより一層の公平性・透明性の確保等を目的に、実行委員会事務局で行う物品調達の一部で、公募型見積合わせ（オープンカウンター）を実施いたします。

※ 公募型見積合わせ（オープンカウンター）

物品調達に係る見積合わせにおいて、実行委員会事務局が見積書を徴取する相手方を特定せず、見積合わせを行う案件を実行委員会ホームページ等で広く公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受けて、契約の相手方を決定する方式の見積合わせのこと。

1 対象

実行委員会事務局で調達する物品のうち、予定価格が160万円以下のものを対象に実施します。

なお、案件によっては、従来どおり実行委員会事務局が見積書を徴取する相手方を特定する方式の見積合わせを行う場合もあります。

2 参加資格要件

見積書提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。（案件ごとに業種区分を定める場合があります。）

→入札参加資格の取得を希望する場合は、下記アドレスから手続きをご確認ください。
ホーム⇒お役立ちインフォメーション⇒入札・公売⇒入札参加資格（公共事業以外）
⇒競争入札参加資格（物品・役務）について
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/pref/nyuusatsu/sankasikaku/annai.html>

- (3) 栃木県内に本店を有する者であること。（案件によって「栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者」等とする場合があります。）
- (4) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

※ 上記に定めるほか、物品の性質等により必要な参加資格要件を定めることがありますので、案件毎の参加資格要件を必ずご確認ください。

3 調達案件の公開

公募型見積合わせ（オープンカウンター）の調達案件は、原則として火曜日（閉庁日の場合は次の開庁日）に、「オープンカウンターによる物品調達公告」を実行委員会ホームページに掲載します。（公開する案件がない場合には掲示しません。また、緊急を要する案件については、随時掲載します。）

→調達案件の掲載ページは、下記アドレスからご覧ください。

栃木県ホームページ⇒ピックアップサイト⇒いちご一会とちぎ国体バナー

<https://www.tochigikokutai2022.jp/>

4 見積書の作成方法等

(1) 作成方法

見積書は、見積年月日、見積金額及びその内訳、住所又は所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記載の上、代表者印を押印してください。

(2) 提出期限

提出期限は、原則として案件を公開した日の翌日から起算して**6日目**（閉庁日の場合次の開庁日）の午後5時になります。（案件によって、案件を公開した日の翌日から起算して7日目以降の日を提出期限とする場合があります。）

(3) 提出方法

見積書の提出期限までに持参、郵送、ファックス又は電子メールにより、実行委員会事務局へ提出してください。

ア 持参の場合 実行委員会事務局の担当者に提出

イ 郵送の場合 実行委員会事務局に**期限必着**

ウ ファックスの場合 公告に記載の連絡先に送信

エ 電子メールの場合 公告に記載の連絡先に送信

(4) その他

公告に記載された仕様と同等以上の機能を有する物品（同等品）による見積書の提出は認められていません。ただし、**あらかじめ公告により同等品を認めている場合に限り**、指定された期日までに「同等品承認申請書」を提出し承認を得ることによって、同等品による見積書を提出することができます。

5 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 要領第4条に掲げる参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 要領第6条から8条までの規定に反して提出した見積書
- (3) 同じ案件について、同一者が2通以上提出した見積書
- (4) 談合その他不正の行為により提出した見積書
- (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭な見積書
- (6) 金額を訂正した見積書

6 契約の相手方の決定等

見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方として決定し、その旨速やかに連絡します。（決定されなかった者に対しての連絡は行い

ませんのでご了承願います。)

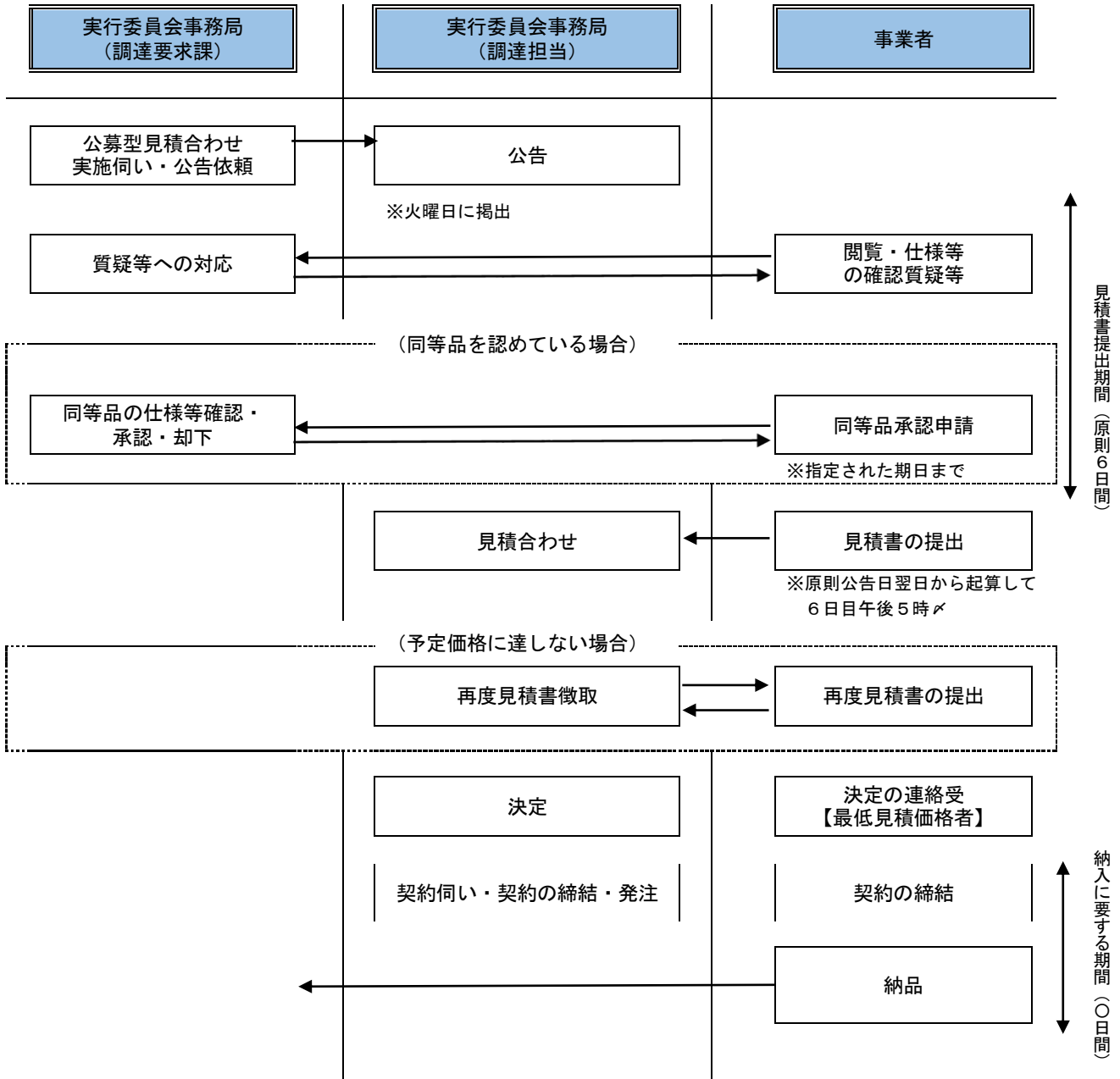
(1) くじによる決定

予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、くじにより契約の相手方を決定します。

(2) 再度見積による決定

予定価格に達する見積書の提出がないときは、最低価格の見積書を提出した者から再度見積書を徴します。この場合、予定価格の範囲内であれば契約の相手方として決定します。

<公募型見積合わせ（オープンカウンター）の流れ>



いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会事務局
(国体・障害者スポーツ大会局総務企画課)
TEL 028-623-3522
FAX 028-623-3527

(掲載例)

オープンカウンターによる物品調達公告

令和2年 月 日

案件番号	001
案件名称	平机
数量	25台
納入場所	実行委員会事務局（栃木県国体・障害者スポーツ大会局総務企画課）
納入期限	令和2年 月 日
仕様・規格等	プラス US-S116H 又は同等品
同等品の可否	可
見積に参加できる者に必要な資格要件その他の要件	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。 (3) 栃木県内に本店を有する者であること。 （栃木県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。） (4) 栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
見積書記載事項	見積年月日、見積金額（見積内訳）、住所又は所在地、商号又は名称、代表者職氏名、代表者印
見積書宛先	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会 会長 福田 富一
見積金額	消費税及び地方消費税を含む総価を記載すること。
見積回数	1回
見積書提出場所	実行委員会事務局（栃木県国体・障害者スポーツ大会局総務企画課）
見積書提出期限	令和 年 月 日（ ） 午後4時
見積書提出方法	持参、郵送（期限必着とする。）、ファックス又は電子メール
見積書の無効	公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領第9条各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。
決定通知	決定後、速やかに最低価格を見積もった者に連絡する。
案件担当者	〇〇課 〇〇
担当者連絡先	電話： FAX： メールアドレス：